

# 平成28年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・**拡充**・延長・その他）

No	7	府省庁名 国土交通省
対象税目	個人住民税 <b>法人住民税</b> 事業税 <b>不動産取得税</b> <b>固定資産税</b> <b>事業所税</b> <b>その他</b> （自動車取得税、自動車税、 軽自動車税、都市計画税、鉦区税、特別土地保有税、水利地益税、共同施設税、宅地開発税）	
要望項目名	独立行政法人の組織の見直しに伴う税制上の所要の措置（自動車検査独立行政法人・交通安全環境研究所）	
要望内容 （概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）                  「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）に基づき、自動車検査独立行政法人（以下「検査法人」という。）及び独立行政法人交通安全環境研究所（以下「交通研」という。）の統合並びに国の自動車登録業務における登録基準の適合性審査に係る調査・確認事務の独立行政法人自動車技術総合機構（以下「統合法人」という。）への移管が実施されること。</p> <p>・特例措置の内容                  統合法人における確実な業務運営を図るため、統合法人の業務に係る各種地方税（法人住民税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、自動車取得税、自動車税、軽自動車税、都市計画税、鉦区税、特別土地保有税、水利地益税、共同施設税、宅地開発税）の非課税措置を講ずる。</p>	
関係条文	法人住民税：地方税法第25条第1項及び第2項、第296条第1項及び第2項 不動産取得税：地方税法第73条の3第1項 固定資産税：地方税法第348条第6項 事業所税：地方税法第701条の3第1項 自動車取得税：地方税法第115条第1項 自動車税：地方税法第146条第1項 軽自動車税：地方税法第443条第1項 都市計画税：地方税法第702条の2第1項 鉦区税：地方税法第179条 特別土地保有税：地方税法第586条第1項 水利地益税、共同施設税：地方税法第704条第1項 宅地開発税：地方税法第704条第2項	
減収 見込額	[初年度] — ( — ) [平年度] — ( — ) [改正増減収額] — ( — ) (単位：百万円)	

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>独立行政法人改革等を進める中で、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)を実現するために、統合法人における確実な業務運営を図ることとする。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>独立行政法人改革等を進める中で、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)において、検査法人及び交通研を統合すること、「自動車検査登録業務のうち、登録基準の適合性審査に係る調査・確認事務」を統合法人に移管すること、及び統合法人において「国から移管される登録関係業務を適切かつ円滑に実施するための所要の体制を確保する」こととされている。</p> <p>また、「中央省庁等改革に係る大綱」(平成11年1月26日中央省庁等改革推進本部決定)において、独立行政法人は、これまで国の事務・事業として非課税であったものを引き継いで実施していること及び独立採算を前提としない事務・事業を行うため担税力を有しないことから、国の事務・事業と同様、各種地方税の非課税対象とすることが妥当であるとされている。</p> <p>統合法人は、非課税法人である検査法人及び交通研の業務を引き継ぐとともに、国の事務であった自動車登録業務における登録基準の適合性審査に係る調査・確認事務を実施するため、非課税法人とし、確実な業務運営を図る必要がある。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）
	政策の達成目標	—
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	非課税措置により、業務運営時における法人住民税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、自動車取得税、自動車税、軽自動車税、都市計画税、鉱区税、特別土地保有税、水利地益税、共同施設税、宅地開発税に係る手続等を簡素化することで、統合法人における確実な業務運営を図ることができる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	統合法人における業務の実施に伴い生じる各種地方税の手続等を免ずることで、確実な業務運営を図ることを目的とするものであるため、非課税措置が妥当である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成24年度改正において要望（取り下げ） 平成25年度改正において要望（取り下げ） 平成27年度改正において要望